



簡易抹消登記の更なる利便化について

市場監督管理総局及び国家税務総局は2021年7月30日、「簡易抹消登記の更なる最適化と中小企業の市場からの撤退の利便化に関する通知」(国市監注発[2021]45号、以下45号通知)を公表しました。

企業清算時における手続き簡便化の政策としては、すでに2018年9月に国家税務総局から公表された「税務登記抹消手続きの利便化に関する通知」(税総発[2018]149号、以下149号通知)、2019年1月に市場監督管理総局から公表された「企業抹消登記の簡便化に関する通知」(国市監注[2019年]30号、以下30号通知)がありましたが、今回公表された45号通知は149号通知および30号通知を補完する位置づけの通知となっています。

45号通知は5つの項目で構成され、主な内容は以下の通りとなっています。

1. 簡易抹消登記の適用範囲の拡大

簡易抹消登記の適用範囲を、債権債務が未発生または債権債務をすでに精算済の市場主体¹(上場株式有限公司を除く、以下同じ)に拡大する。簡易抹消登記を申請する時点においては、未精算の経費、未払給与、社会保険費用や法定経済補償金、未納付税金(滞納金、罰金を含む)などの債権債務を有してはならない。

2. 個人事業主に対する簡易抹消登記の実施

個人事業主が簡易抹消登記申請を行った場合、市場監督管理局は1営業日以内に税務局などの関連機関に情報を共有し、関連機関は10暦日以内にフィードバックを行わなければならない。関連機関に異議がない場合、市場監督管理局は速やかに簡易抹消登記を行わなければならない。

3. 抹消登記公告期間の短縮

簡易抹消登記にかかる公告期間を45日から20日に短縮する。公告期間後は、市場主体は市場監督管理局に簡易抹消登記を申請することができ、公告期間終了後20日以内に市場監督管理局へ申請しなければならない。ただし、実際の状況に鑑みて、最長30日を超えない期間まで延長することができる。

4. 簡易抹消登記メカニズムの確立

市場主体が簡易抹消登記を申請したあと、市場監督管理局により企業経営異常リストに記載される、持分が凍結・出資や動産が差し押さえられる状況などになった場合であっても、簡易抹消登記手続きに係

¹ 中国市場において経済活動を行う、組織および個人等をいう。



る公告を撤回することなく、上述の状況が解消したあとに再び手続きに従って簡易抹消登記の申請をすることができる。

5. 抹消登記プラットフォームプロセスの最適化

市場主体はプラットフォームを通じて簡易抹消登記を進めることができ、条件に合致する場合は全工程をインターネット上で行うことができる。

上記のとおり、これまで清算撤退に長期間を要していた手続きにおいて、近年政府機関での効率化が進んでいます。一方、上海市においても各政府機関によって細かな部分の見解が異なる場合や、手続きが滞るケースもありますので、これまで通り慎重な計画と準備が必要となります。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

<p>北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号樓 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com</p>	<p>蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合廣場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com</p>
<p>上海總公司 上海市黃浦區茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com</p>	<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬廣場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>
<p>深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。